

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

新潟県信用組合は、このたび次世代育成支援対策推進法に基づき、下記のとおり行動計画を策定いたしお知らせいたします。

当組合では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を進めてまいります。

### 記

#### 新潟県信用組合 行動計画

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

#### 2. 内 容

目標1：計画期間間に、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策> 平成29年4月～ ノー残業デーの実施  
通知文書による管理職および職員への通知（毎月）

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策> 平成29年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
平成29年5月～ 有給休暇取得促進に向けた検討、労使協議開始  
平成29年7月～ 有給休暇取得促進に向けて、労使が協調してキャンペーンを行う

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を75%以上にする

<対策> 平成29年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職（所属長）を対象とした説明会の実施

以 上